

東京地方裁判所委員会報告

小林 克信 (36期)

●Katsunobu Kobayashi

東京地方裁判所委員会委員 第二東京弁護士会会員

平成29年2月16日の東京地裁委員会では、東京地裁における「障がい者に対する配慮の取組について」の報告と質疑が行われましたので、その概要を報告します。

1. 最高裁の対応要領

平成28年3月23日の最高裁判所裁判官会議で議決された「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいて、①不当な差別的取扱いの禁止、②合理的配慮の提供、③相談体制の整備、④研修・啓発等が実施されることになった。

2. 地裁の環境整備

東京地裁では、「環境の整備」として、職員採用時のセミナーや東京高裁・地裁・家裁の3庁合同でのロールプレーによる接遇研修を実施している。庁舎のバリアフリー化として、車イス対応の駐車スペース3台、移動経路として点字ブロック、自動扉、玄関スロープ、身障者用エレベーターの設置、多目的トイレ12か所、オストメイト対応トイレ2か所を設置している。

3. 対応機器について

障がい者対応機器として、聴覚関係で、①補聴器、②筆談器、③骨伝導式補聴器、④磁気方式による補聴システムがあり、視覚関係で、⑤ルーペ、⑥拡大読書器、⑦点字翻訳機器、⑧点字ラベルライター、⑨音声コード用機器を用意している。また、貸出用の車イスがある。

裁判所にどのような対応機器があるのかを知っておくことは、裁判所を利用する者として有用である。また、裁判所の報告を受けて、弁護士会としても、対応場面が異なるとは言え、弁護士会を訪れる障がい者の方への対応が、設備、機器等において充分であるのか、

再検討が必要であると感じられた。

4. 事例紹介

各部署から、裁判員裁判、民事裁判、東京簡裁での事例が紹介された。

ア 裁判員等の司法参加者への対応としては、①聴覚障がい者には、補聴器の使用、要約筆記・手話通訳の手配、説明の書面化、モニターや手話通訳者の位置関係に対する配慮を、②視覚障がい者には、点字による翻訳、ルーペの使用、文字を拡大した書面の利用、着席位置の配慮を、③身体障がい者には、タクシーによる入構許可、駐車場所の確保、庁舎への動線の確保、高さ調整のできる机の設置等を実施している。

イ 傍聴者には、障がい者の傍聴を確保するために、法廷の大きさ（単独、合議）に応じて、傍聴席を別枠で確保し、補助犬の席の配置等についての配慮をしている。

ウ 民事事件では、当事者が視覚障がい者の場合に、当事者席や証言席の横に介護者の席を設置したり、聴覚障がい者で読唇術ができる場合に、訴訟関係者の了解を得て、裁判官等の口元が見え、筆談による説明が可能なラウンド法廷で手続を実施したことがある。


また、第三者である視覚障がい者からの事件記録の閲覧希望に対して、同伴付添人が音読を行うために一般閲覧室とは別の部屋を用意し、職員を配置した上で、視覚障がい者が自ら重要部分のメモを取るのと同様に、音読内容の要約を口述して録音することを認めた場合がある。

エ 東京簡易裁判所では、歩行が不自由な事件当事者が、間違えて東京地裁の合同庁舎に出頭した際に、当事者からの連絡により、欠席扱いにならないように担当部署に連絡するとともに、車イスで迎えに行き、法廷まで案内をした事案があった等の報告がなされた。

質疑の中では、事前に訴訟の当事者が視覚

障がい者であることが判明している場合の呼出状を点字にする等の配慮や、多数の視覚障がい者が傍聴する裁判での手荷物検査に時間がかかる場合への配慮についての要望等が出された。

また、体調が悪化した際には、18階の診療所の利用も可能とのことである。

次回は、「調停制度の利用促進について」をテーマに討議をすることになった。 

柴垣 明彦 (44期)

●Akihiko Shibagaki

東京地方裁判所委員会委員 東京弁護士会会員

平成29年6月8日に開催された第41回東京地方裁判所委員会のご報告です。今回のテーマは「調停制度について」です。

◆裁判所からの説明

まず、東京簡裁の岡光民雄総括裁判官から、墨田庁舎で行われている調停を中心に、制度の説明・具体的な手続の流れ・データの紹介・広報などについてそれぞれ話がありました。

調停制度のメリットとして、手続が簡単・実情に合った円満解決を目指せる・訴訟に比べ費用が安い・非公開であるからプライバシーが守られる・比較的短期間で解決可能・相手方と直接交渉する必要がないなどの諸点が強調されていました。東京簡裁の平成28年の既済事件のうち、調停成立が30%・調停に代わる決定が21%で、合わせると過半数の事件が解決をみたということでした。思ったよりも解決に至る事案が多いなという個人的感想を持ちました。また、広報として、消費者センター相談員などに対して年2回模擬調停を行ったり、大学や企業への出張講義、日本調停協会連合会を通じた無料相談会などを実施しているということでした。このあたりは、弁護士でさえ知らない状況ではないでしょうか。

次に、墨田庁舎で一般調停委員をしている方から、調停委員として当事者の心情に配慮した雰囲気づくりをしており、共感を示しながら話を聞き、信頼関係の構築に努力しながら手続を進めているという話がありました。

また、具体例として、①近隣紛争、②離婚後の年金分割に絡む紛争、③労働問題に絡む紛争の調停成立事例が紹介され、他方、④桜の木を巡る案件で紛争当初からの相手方の態度が許せず、結果として不成立となった事例が報告されました。

◆意見交換


調停事件の新受件数が減少傾向にあることを踏まえ、広報をどのように充実すべきかが議論されました。委員からは、「紛争自体が減少しているとは思わない、制度自体の認知度が低いのではないか」との指摘がありました。

マスコミ勤務の委員からは、制度自体を取り上げるのでは記事としてあまり面白味がないが、他方、個別具体的事例を踏まえたものであれば、記事として取り上げる価値は充分にあるのではないかと意見がありました。さらに、大学における法教育が足りないとか、高校生や中学生にも、トラブルの実例やその対処方法などを具体的に教えていく必要性があるなどの指摘もありました。具体例としても、いじめ問題や介護問題などを例にして説明することが理解を深めるのに有益ではないかという意見がありました。

やはり、どのような場面でこの制度が利用できるのか、具体的な事例を基に広報していくことが必要なのではないかと思いました。実は、この点は弁護士会の広報にも言えることであると思います。制度自体の周知とともに、どのようなときにどのような制度を利用できるのか、広く市民にイメージを持ってもらうことが必要だと思います。

裁判所からは、今年は高校生を対象とした模擬調停を検討しているとの話があり、少しでも制度の周知に努めようとしている姿勢が見えました。

◆今後の地裁委員会

次回は、平成29年10月25日午後3時30分から、テーマは「裁判所における災害発生時の対応について」です。 

※地裁・家裁の各委員会でも取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号03-3581-2259）までご連絡ください。